

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 2 4 年 1 2 月 5 日（水曜日） 午前 1 0 時 開議（本会議）

日程第 1 ※一般質問
※一般議案

日程第 2 議第 6 4 号 平成 2 4 年度遊佐町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について

日程第 3 議第 6 5 号 平成 2 4 年度遊佐町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 4 議第 6 6 号 平成 2 4 年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議第 6 7 号 平成 2 4 年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第 2 号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 1 4 名

出席議員 1 4 名

1 番	筒 井 義 昭 君	2 番	高 橋 久 一 君
3 番	高 橋 透 君	4 番	土 門 勝 子 君
5 番	赤 塚 英 一 君	6 番	阿 部 満 吉 君
7 番	佐 藤 智 則 君	8 番	高 橋 冠 治 君
9 番	土 門 治 明 君	1 0 番	斎 藤 弥 志 夫 君
1 1 番	堀 満 弥 君	1 2 番	那 須 良 太 君
1 3 番	伊 藤 マ ツ 子 君	1 4 番	三 浦 正 良 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企画課長補佐	高 橋 務 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地域生活課長	池 田 与 四 也 君
健康福祉課長	菅 原 聡 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教育委員長	渡 邊 宗 谷 君

教育委員会

教 育 長 那 須 栄 一 君 教育課長 東 海 林 和 夫 君
農業委員会 選挙管理委員会
会長代理 高 橋 正 樹 君 委員長 佐 藤 正 喜
君
代表監査委員 高 橋 勤 一 君

☆

出席した事務局職員

局 長 小 林 栄 一 次 長 今 野 信 雄 書 記 佐 藤 利 信

☆

本 会 議

議 長（三浦正良君） おはようございます。

ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議 長（三浦正良君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、阿部農業委員会会長が公務のため欠席、高橋農業委員会会長職務代理者が出席、村井企画課長が所用のため欠席、高橋企画課長補佐が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

7番、佐藤智則議員。

7 番（佐藤智則君） おはようございます。きょうは、高瀬小学校の6年生の児童の皆さんが19名、議会というところはどういうところなのだろうということで初めて傍聴にいらしていただきました。やっぱり子供さんのころからいろんな地域とか遊佐町のことを勉強したり、体験を通して成長していくということはとても大事なことでないだろうかと思えますものですから、きょうは貴重な体験をなさると、こんなようなことで思っております。どうぞ時間の許す限り、きょうの私の質問は勉強にはならないかもしれませんが、時間の許す限り過ごしていただければなと、こんなふうに思います。

それでは、私からはさきに通告をしておりました今後の21世紀を担う世代に継承すべきものと題して質問をいたしたいと思います。地球規模とも言うべき気候変動による災害が毎年のように報じられる今日、昨年は東日本大震災という大災害となり、いまだに行方がわからない人や震災後の復興が思うように進んでいない現状にあります。遊佐町でもことしの4月2日から3日にかけて爆弾低気圧と称する暴風による被害、特にビニールハウス等の被害は大きく、その被害額は1億1,500万円とも言われております。また、ことしの夏には日本各地でゲリラ豪雨による地域的な大洪水被害の年でもありました。このように世界各地で災害が発生するようになった原因は、長年にわたる我々人類があるべき地球環境を壊してきたからだとも言われております。

さて、遊佐町4大祭の一つであります佐藤藤蔵祭が先月11月10日に西遊佐小学校において挙行されましたが、西遊佐、稲川両小学校の児童による劇や研究発表がなされ、例年のことながら感動いたしました。両小学校のクロマツに対する学習活動は、平成10年ごろにクロマツの苗木を植林することから

始まり、下刈りや枝打ちの野外活動を通してクロマツの生態を知り、クロマツを植林する本来の目的を理解するという、まさに歴史に学び、歴史をととぶ、温故知新そのものではないでしょうか。高瀬地区においても佐藤藤蔵翁のいここである曾根原六蔵翁の植林の歴史があることから、クロマツの指導者の方々から指導いただいてことで3年になり、昨年より西遊佐、稲川、高瀬の3小中学校生による植林を行っております。学校内での学習だけではなく、自分でその苗木を植えつけることはとても重要なことで、大人になっても自分で植えたクロマツはどうなっているのだろうとの思いは消えることはないでしょうし、自分で植えて初めて木の命を感じできるもので、世代を超えて継承されていく大事な要素であります。

思い起こせば平成16年には台風16号による被害が、海の満潮時と潮風害という大変な被害がありました。特に稲の被害は甚大で、地域によっては単収1俵とか2俵というところもあり、いわゆるクロマツの樹林帯の途切れた日向川、月光川の下流域に沿って被害が大きかったことから、西山のクロマツの樹林帯は私ども里に暮らす者を直接潮風の影響がないようにしてくれているフィルターの役割を果たしているということであると言えます。開発と保全という垣根を相反する特性をうまく使い分けることは大変難しいことではありますが、今後進むであろう日本海沿岸東北自動車道予定地のクロマツの伐採や道路建設資材としての砂の大量採取の懸念があります。かつて日本海岸林学会の会長で山形大学副学長を歴任されました（故）中島勇吉先生が県より遊佐町の砂丘海岸林、約10キロを平成9年、10年、11年の3カ年、海辺から田んぼまでの7カ所を風速、風向を調査し、その結果海岸400メートル、峰においては、峰というのは西山のあの保安林の中でも一番高いところのことを申しますが、峰においては300メートルの樹林帯幅がないと、遊佐町の家、農地が守られないと言われております。現在民有保安林5割、国有保安林3割、一般林2割のクロマツ林で守られております。しかしながら、保安林法に抵触して違法開発している約40ヘクタールの畑地転用があるとされております。これら違法開発している畑地を本来のあるべき姿にし、次世代に未来永劫安住の地として継承することは今日に生きる者としての責務であり、安心に暮らせる遊佐町を次世代に継承すべきクロマツ樹林帯の存続は重要な時代選択であります。これらについて今日までの違法開発の経緯や今後の対応策を伺い、壇上からの質問いたします。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。きょう衆議院選挙が12月4日、昨日公示されて、きょうから期日前投票が始まりました。もう早朝から8時半から始まったわけですがけれども、もう既に私40分行ったとき、もう3名も期日前投票おいでになったという方がいらっしゃいました。非常にやっぱり選挙戦ですから、各党今12党、いろんな主張をなさっていますけれども、我が町の投票率が非常にいいほうであってほしいなと、12月の選挙について、そんな思いをいたしているところであります。きょうは、寒い中、小学校の皆さんが傍聴においでですがけれども、私からも真摯に7番、佐藤智則議員に答弁をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、未来永劫安住の地として安寧に暮らせる遊佐町を次世代に継承することは、今ここに暮らす私たちの責務と考えております。そのためには、我が町の誇りである鳥海山の恵みである水の循環、環境、資源を守り、美しい川ときれいな水を保全すること、そして今議員ご指摘の我が町の先人たちが長い間努力を重ねて植林を行い、地区住民の生活環境を守ってきた緑豊かな松林の保全等、極めて重要なものであると考えております。去る12月2日の日曜日、私も砂丘地砂防林環境推進協議会が主体となり、稲川小学校、西遊佐小学校の児童や地域のボランティア、そして酒田市からもわざわざ駆けつけていただいたボランティアの皆さんの協力のもと、西山地区の森林整備ボランティアに参加をさせていただきました。時間の関係で最後までではできなかったわけですが、まさに地域挙げての取り組みいただいていること、町としては誇らしく、大変感謝をいたしましたところでありました。子供たちは、全国の活動において優良賞をいただいたと、その前に表彰も、全国的な賞もいただいたということを子供たち非常に喜んでいただくと記憶しております。本町におけるクロマツ樹林帯の飛砂防

止保安林として、まさに潮風害、飛砂等を防いでくれる重要なもので、江戸時代から先人たちが艱難苦難を乗り越えて、まさに育て守ってきた貴重な財産であり、我が町としては佐藤藤蔵祭として毎年顕彰している事業もあります。また、一方では地元の里山として地区住民が親しんできた場でもあり、現在地域のまさに住民、子供たちともに松苗の植林等の体験学習を実施をしているというところでもあります。このクロマツの保全につきましては、当然継承していかなければならないものと考えておりますが、十数年前に松くい虫等で大変な危機にさらされました。そして、そのときには当時山形県では現在の本間酒田市長さんが農林部長さんの時代から今の高橋副知事が引き継いだ農林部長さんの時代から庄内の緑の松林には、本当に大きな力を県よりいただき、何とか松くい虫の被害も最小に抑えることができたのかなと思っておりました。ただ、一方では違法な開発行為等により、保安林から畑作へ転用された地区もございました。産業課で確認作業を積み重ねましたところ、実質は32ヘクタールになっていると伺っております。保安林の指定、管理者は、山形県ではございますが、町としてもこれらの行為に対しましてこれまで有効な対策をほとんど講じてこなかったということも事実でございました。ところが、日治道の酒田みなと一遊佐間のルートの決定という作業がございまして、地権者への説明会等々の話し合いの中で、違法と見られる畑地への開発行為が顕在化をいたし、日治道の事業進捗とともに、保安林への適正化、変更についての申し入れを地元の地権者等へのお話し合いの中で申し入れを行い、内諾も得た方もいらっしゃる、こんなふうには伺っているところであります。こうした現状を踏まえまして、単にクロマツ林を継承するだけではなくて、伐採された箇所には植林をし、これ以上伐採を進行させないで、未来に向けて森林を拡大保全をしていくという方策を検討していくことが町にとって重要なことと考えております。具体的に申せば、保安林を管理する県や地元の砂丘地砂防林環境整備推進協議会との連携を図っていかなければならないと考えております。私が就任してから山砂採取に関しましては一定のルールが必要であると考え、地元の関連団体や農業委員会、開発業者等との力を合わせて一定の基準をつくり上げたところであります。そして、そのルールのもとに、基準のもとに、山砂採取全体計画検討会議で山砂採取時に係る森林伐採への規制の提言、日治道建設に際しての保安林解除の最小限化、農地へ転用された保安林への回復等を実施していく必要があると考えております。畑地へ転用された保安林の復元につきましては、保安林との意識がないまま、当時は農業所得の向上を目指しながら転用されて、相当年数が経過したものもあることから、県との連絡を密にして、まさに地域の皆様、各種団体等の協力を得ながら、保安林として経過等詳細な調査を実施し、保安林復元に向け粘り強く説得していく必要があると考えております。

以上であります。

議長（三浦正良君） 7 番、佐藤智則議員。

7 番（佐藤智則君） ただいま町長から答弁がございましたけれども、今までのいわゆる経緯、経過等は今説明、皆さんご存じ、お聞きのとおり私は感じたのですが、いわゆる今後どうするのだといった具体的な表現、そういったお気持ちが私は感じる事がなかなか今のご答弁ではできなかったな、こんなふうに思っておりますけれども、また後ほどそういった意味合いの中でもご答弁いただければな、そんなふうに思っております。きょうは、保安林の違法開発について極論的な議論をするのではなくて、まずこういった町長が説明したこともその中にありますけれども、現在の現況をまず町民の皆さんから知っていただくということが大事であろう、こんなふうに私は思います。そこで、特にきょうは小学児童の皆さんなんかも傍聴に来ておられるという意味合いも含めまして、では保安林とはどういうものぞ、そういったことからやはり入っていかないと、知っている者だけが議論しても、これは傍聴に来られた方わからないではやっぱり意味合いが半減しますので、保安林についてちょっと触れてみたい、このように思います。

まず、そこで我が町の保安林については、海岸保安林については、3つにまず分類というか、分けられるのではないのでしょうか。まず1つ、飛砂防備保安林ということで、海岸からの強い風を防いで、砂の飛ぶのを防止するとともに、飛ぶ砂を捕捉、捕まえて、堆積して内部に進入するのを防止する、そう

いった役割を持っている。これが飛砂防備砂防林、いわゆる海岸に一番近いところの砂防林のことを言わんとしているのだと思います。それから、2つ目は暴風保安林。これは、字のごとく風の力を弱くして暴風や潮風を防ぐ、そういった主な役割を持っておられる。それから、3つ目は塩害防備保安林という名称で、これは強風時の空気中の海塩粒子、いわゆる海水の粒子ということでしょうか、海塩粒子を捕捉するとともに、風の力を弱め、塩害、潮風害を防止するという、これらの3つの災害防止機能があります。そこで、これは地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしているというのがいわゆる保安林であります。やはり我々記憶にまだ新しい東日本大震災のときのさまざまな被害において、この海岸保安林についての検証がなされております。その検証の一部を紹介させていただきますが、津波の流速やエネルギーを低下させ、その破壊力を弱めたり、到達時間を遅延させたりした、おくらせた、おくらせることができたということです。また、漂流物の移動を阻止、捕捉し、捕まえて、保安林の背後の人家などの被害を軽減させたなど、まだるいろいろあるのですが、主にこういったことが海岸保安林は津波自体を完全に抑止することはできないものの、被害の軽減効果が見られることから、多重防御の一つとして位置づけることができるとされている、こういった検証がなされております。このようなことから我が町の国道7号線沿いに点在する幾つかの集落がありますが、海岸林の林帯幅は大丈夫なのであるうか、その辺のことから大変私は危惧いたします。

そして、もう一つになりますが、今申し上げた飛砂や津波対策と同様に、塩害、潮風害や暴風害があります。先ほど壇上でも申し上げたように平成16年の年には、本当に大変な潮風害の被害をこうむりました。これは、私ら大人にしてはまだまだ脳裏の記憶にあるところでございます。そういったことからいたしましたときに、ただ津波というようなこと、それに加えて我々の遊佐町の里というものは塩害とか潮風害、そういったことにも対応しなければならないのだという観点から申し上げますと、今後懸念されることの一つとして日沿道の道路建設資材としての砂の多量採取の危惧がございます。現在でも航空写真で見ると、西山の峰の部分が狭くなっている箇所があり、砂の採取については最大限の配慮があらなければならないし、もし開発が先行して峰細りが続いたならば、豊かな里、遊佐町の起死回生は難しいのではないのでしょうか。いろいろる保安林について述べさせていただきましたが、まず町長から町長の保安林という思い、保安林についての思い、そういったものを伺わせていただければな、こんなふうに思います。

議 長（三浦正良君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は、平成7年、町議会議員に初当選させていただいたときの9月の議会で、最初の議会でリーディングプロジェクトいかがでしょうかということと、それから東部の岩石採取の課題と、そして西山のクロマツ林の保全、町として行わなければならないかと、3点を平成7年でここのこの議場で一般質問をさせていただいた、最初の課題として取り上げていただいた、質問をしたという、そんな思いがありますし、まさに平成9年7月から平成10年の10月まで遊佐町農業委員会に議会の代表として参加をさせていただいたことがございました。当時の遊佐町の課題は、実は松くい虫をどのようにして抑えようかと、まさにそのことに対策に町の行政としては力が集中させていただいていた時期ではなかったかと思われま。そして、保安林につきましては、どちらかというとその当時の行政では指定も管理も山形県に委ねるという形で、それは管理も指定も先ほど答弁で申しました県が行うものという形で県にお願いをしてきたという経緯があると思っております。ただ、保安林以外に、保安林に指定されていない地域、いわゆる白地の土地に関しましては、山砂採取が非常に積極的に行われておりました。その当時の町では、町が主体的にそれらの山砂採取の規制について取り組もうという姿勢は示しておりませんでした。県に対する意見を付すという段階では、それは全て農業委員会の判断で農業委員会に委ねられる農地の転用の申請は、まず農業委員会がどんな判断をするかによって、その意見によって県に山砂採取の申請の意見を付していたというふうな記憶がございました。私も農業委員会の中で山砂採取等の審査に当たっては、全会一致というルールがございましたが、当時の土門忠男委員長に私はどうしてもそれ、砂取りには賛成できないのだということで、農業委員会の中で私一人でもいいか

ら反対だから、多数決にしてほしいのだという申し入れを再三行い、私一人が反対だと思ったのですが、
れども、当時は反対が5人、賛成が7、私一人でなくて、私のほかに4人の農業委員の方が山砂採取、
農地転用にこれは問題ありというような採決でそのようになったという記憶がございます。その当時農
業委員会としては、まさに大変な判断を求められたわけですから、物すごく議論があったというふうに
記憶していますけれども、私は一人でも反対だからという形で反対を求め、今までのルールではだめだ
ということで改正をお願いし、当時の農業委員会の委員長には大変な迷惑をかけたと思いますが、その
ぐらいに農業委員会では真摯に話し合いをしてきた経過があったというふうに、自分自身がその委員会
に所属していたものですから、記憶にしているところであります。その後も農業委員会、実は平成10
年の11月からは、議会からの農業委員会の推薦は行わないと、定数も削減して女性を何とか農業委員
会になっていただきましょうという話の中であったそうですけれども、多数決がかなり激論あったとい
うふうに山砂採取にはやっております。農業委員自体としても地元の声と町の開発行為と保全という
形の中を全てやっぱり農業委員会に責任を委ねるということ自体は、私は町としては本来の姿ではない
という形の中で、自分が就任してからはやっぱり地元の区長会とか、それから開発業者も含めて農業委
員会も含めて、保安林、西山の砂丘地砂防林協議会の皆さんとかいろんな方を集まっていたきまし
て、やっぱり先ほど一般質問の答弁、最初の答弁で申し上げましたルールづくりは必要であろうと、一
定の基準のもとにやっぱり開発と保全というのの許認可の基準をつくってこうやということで1年間
ぐらいで何とか基準ができたというふうに思っておりますし、現在では山砂採取等の申請が出た場合は
事前にそれらを山砂採取全体計画検討会議、現地に赴いてしっかりとそれらを議論して、そしてそれが
適正なものなのか違法なものなのか、そして地域にとって1回掘った後また掘りますよとか2回掘りは
認めないよというようなルールもしっかりとつくり上げたと思っておりますし、これからの日治道等い
ろんな開発行為、骨材としては砂は必要ということも考えられるわけですが、私はできれば骨材
としては海岸があれば埋まっている吹浦の漁港から陸揚げしたものをしっかり使えるような形のもの
ができるのかどうか、それらを国に対して求めていきたいと、このように思っているところでありま
す。山砂採取の許認可については、今でも権限は山形県が持っているわけですが、地域としてル
ールをつくって、そして業者さんからも取り下げていただいた例もあると伺っておりますので、それら
はやっぱり町がある程度のかかわりを持っていかないと、開発と保全ということについては玉虫色、あ
の団体がいいからもう許可したのですよとか、この団体がいいから許可したのですよとか、そんなふう
にはしてはならないと、それはある程度町はしっかりと責任を負うという形。今臂曲東部地区の岩石採
取の問題も議会も知らない、町民も知らない、だけれども15メートルまで掘っていいという許可が業
者から逆に行政のほうに示されて、引き継いだ私が本当にもうこんなことをやってよかったのかなと思
うほどの後でぞっとするような、後世に申しわけない行いは、それはやってはならないということす
ので、検討会議をするときはなるべく地元に行き、そしてしっかりと議論をしていただいているとい
う経緯がございます。私も農業委員会時代に実は優良砂丘地をつくる、畑地をつくるのだと現地に行っ
たら、のり面が大きくて高さがかかなりあって、畑がほとんどなかったという地域も地図では起こり得
るのです。これだけ開発します、砂取りしますよという、では畑地幾らできるのですかと、のり面いつ
て深さいったら、ほとんど畑がなかったということもあるわけですから、それらをやっぱり現地に行っ
て議論するということが白地のいわゆる保安林帯に含まれていないところの山砂採取等には必要だと思
っております。保安林につきましては、町民から言われることは役場は何で、それでは税金取ってきたの
だということが必ずや言われると思っています。確かに農地に転用したもの、それらについては現況課
税という町の行政の課題がそれ残っておりますけれども、それはしっかりと保安林にさせていただけれ
ば、保安林なりの課税措置までしっかり戻すということも、これ町民の皆様、地権者の皆さんにお約束
をしないと課税、税金だけは今まで取っていた。それ現況に対する課税という税法上の問題とそれら
のもとに戻す、それらについてはしっかりとやっぱり粘り強く地権者の了解得られなければ、なかなか植
林という形もできないわけですから、それらについてはしっかりと町としてはこれからまさに始まりだ

と思っております。それについては、なるべく拡大の方向、保安林にしては拡大の方向でいきたいと、このような思いであります。

議 長（三浦正良君） 7 番、佐藤智則議員。

7 番（佐藤智則君） いや、正直私も今町長に2問目、保安林についての思いということで問いかけましたところ、その思いは平成の17年ころの議員活動、当時から始まっている、さまざまな自分自身も砂丘地のこういった災害に対する保安林がいろいろな意味で開発もされたり、それから今お話があったように現況は保安林ではなくて農地として転用されて使われている。なれば町は、現状課税だというようなことで今まで来た経緯があるのです。もっともこれからそうやって農地で私はいきますよとなれば、それは現状課税の状況が続くという状況になるやもわかりませんが。でも、やはりこれは町長が申されたように、こういったことは農地にかかわることは農業委員会だなんていうような時代では決していないのだと私も思います。これは、行政も横一線になってこのことを一緒に考えてやらないと、みんなの知恵というのは生きてこない、こんなふうに思いますので、今後はやはりこれは地権者の皆さんからの時代的ないろんなこういった考え方、住民のこういった願い、そういったものも捉えながらしっかりと説明もし、協力もいただくということでなければ、なかなかそういったことがどんどん、どんどん保安林化していくということはなかなか難しい状況もあるのかな。だけれども、やらなければいけない。それは、私も申し上げたように次世代に何だ、こんなということを残さないためです。先ほど組織的な名称、遊佐町山砂採取全体計画検討会議、町長からもお話ありました。この会の会則の状況を見ますと、会長は副町長になっておられますね。そのようなことから、あともう自分の場合は3問目ですので、町長と同じ思いでしょうけれども、副町長も。いわゆる副町長もこの組織の中でどう感じて、どのようなことでやっぱりあるべきなのかなと、そのあたりも副町長からも伺いたいと思っております。

最後結びになりますけれども、私は先ほど壇上からも申しましたが、次世代に未来永劫安住の地として継承することは、今日に生きる者としての責務だ。そして、安心して暮らせる遊佐町を次世代に継承すべきクロマツ樹林帯の存続は重要な時代、選択であると、こんなふうに申し上げました。もし無作為に時代を費やしたならば、無為無策に費やしたならば、自分らの子供のころ遊佐町は、自分らの子供のころの遊佐町はどこさいなやとの悲哀の声が聞こえてくるような気がしてなりません、無作為にそういったことを続けた場合。このようなことが単なる私の幻想であること、そういうふうに願いを持って、副町長からも答弁いただいて質問は終わります。

議 長（三浦正良君） 堀田副町長。

副町長（堀田堅志君） 佐藤議員の1問目、2問目の質問、そして町長の答弁の中に松くい虫の件がございました。本当に私も担当した一人でございますが、今考えますとよく西山の松林が全滅しなくてよかったなというふうな思いであります。松くい虫で枯れたいわゆる保安林を含めて、西山の松林を復元していこうというふうなことで、地域の皆さんが協議会をつくって、跡地に植林を推して今まで活動されてきたというふうな経過に対しまして、本当に衷心より感謝を申し上げるところでございます。その活動の中でやはり保安林のあり方、西山の松林の樹林帯の幅のあり方が協議をされてきました。協議の結果、いわゆる協議会、平成21年になりますか、今の山砂採取のガイドラインというふうなものを協議会の皆さん、そして町、県、そして業者の皆さんも入って合意をしてガイドラインをつくったというふうな経過でございます。そのガイドラインの中で山砂採取の事前申請があった場合については、最初の検討委員会を開催をするというふうな取り組みをしておるところでございます。その中には地域の各関係集落の区長さん、そして協議会のメンバーの方、そして町、それから森林組合、農協さん、土地改良区さんというふうな関係する団体で事前協議申請があった採取地の現地を踏査をして、果たして採取が妥当かどうかというふうな検討をしてきたところでございます。一番の検討のポイントについては、やはり先ほど佐藤議員の質問の中で、我々の生活を飛び砂あるいは塩害から守るための西山の松林であるというようなことで、採取する申請があった周辺の集落あるいは農地、あるいは道路に対する影響がないのかというふうなことを一番審査の大きなポイントとして審査をしてきました。そういうふうなこ

とでここをとってしまうと、いわゆる風の影響で、特に冬期間の場合は風が巻いて雪が道路に積もると。いわゆるまぶがつく危険があるであろうというふうなことで検討会議の中で意見を付して、県知事に意見を申し上げた。そして、業者さんも理解をいただいて、事前申請を取り下げただいたというふうな経過がございます。やはりガイドラインを業者さんも含めて策定をしたというのが今西山のいわゆる乱開発と言われるものを防いでいる大きなポイントの一つではないのかなというふうに考えてございます。

それからもう一点、先ほど保安林、これは確かに県のほうで県知事が指定する保安林です。ですから、管理も一応県ということにはなるわけですが、町の中でいわゆる林業の担当の課、それから課税をする課が違います。先ほど町長が申し上げましたように課税については現況課税でございます。現況が何なのかというふうなことの課税ですので、保安林もいわゆる無断伐採開発をして畑にした保安林については、税法上はやはり畑で課税せざるを得ないというふうなことでございますが、やはり同じ町の姿勢として片方は違法開発を、植林に、保安林に戻してほしいというふうな地権者へのお願いをしながら、片一方では畑として認めるというふうな矛盾があったことも確かでございます。ですから、先ほど申し上げましたように、今の高速道路の開発を契機として、保安林を畑地にしていただく方へのお話し合いを重ねてきて、ある所有者についてはすぐではないのですが、いずれ保安林に戻すというふうな内諾を得た方もいらっしゃると思いますので、そういうふうな保安林は保安林として、いわゆる管理をしていただくというふうなことにこれからは町としては中心となって力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

議 長（三浦正良君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、私からもう一点ちょっとクロマツの峰切りという形で質問ありましたが、日沿道のルートの中にどうしてもやっぱりクロマツの峰を切らなければならないというのでしょうか、とらなければならないところが出てきているわけですが、それらについてはルートの工法の決定のときに、やっぱりボックスカルバートの導入、そして切ったら必ずそれ以上に松をやっぱり植林すること、これら等も国土交通省に既に申し入れをして、全国でもほとんど高速道路ではボックスカルバートというのは今までは認めていなかったのですが、今遊佐一酒田みなと間には一番峰を切るところには70メートルぐらいのボックスカルバートを入れていただいて、そしてそこにはまた埋め戻しをして、そして植林も行うという、そんな計画で進めているところであります。

以上であります。

議 長（三浦正良君） これにて7番、佐藤智則議員の一般質問を終わります。

1番、筒井義昭議員。

- 1 番（筒井義昭君） おはようございます。一般質問のアンカーを務めさせていただくのは、初めてであります。アンカーの大切さは、さきの山形女子駅伝を見て痛感いたしておりますので、若干緊張もしておりますが、アンカーらしく締めくくりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。今回の質問は、1点目は医療現場スタッフ、看護師の早期確保に向けた施策の拡充について、2点目は遊佐の食材や伝統食の掘り起こしと発信についての2点であります。

まずは1点目、遊佐町内の医療現場では医師の確保はもちろんのこと、看護師の確保が大きな問題となっております。看護師の確保がままならないために診察科目の減少化が生じているのも現実です。町民の健康と福祉の充実のために遊佐の医療を堅持していくことは、行政の大きな役割であると考えます。町は、町内医療機関の看護師不足解消のために、さきの483回遊佐町町議会定例会において、遊佐町看護師等奨学金貸付条例を制定いたしました。遅きに期した感はあるのですが、まずは前進であったと考えます。しかし、看護師不足の一年でも早い早期解消が求められている現状において、遊佐町看護師等奨学金貸付条例、附則2項、適用区分では、この条例の規定による奨学金の貸し付けは、平成25年度以降に養成所施設に入学する者から適用するとあります。養成所施設、いわゆる看護学校は、

最低でも2年間の修学が求められます。看護師として町内の医療機関に勤務できるのは、平成27年4月からとなります。最も早くても2年後になるわけです。一日でも一年でも早く看護師不足の解消が求められているのです。看護学校に就学する生徒に月5万円以内の奨学金を貸し付け、卒業後町内の医療機関で3年間従事したときは、奨学金の返済を免除する。ただし、平成25年4月以降に入学する者。現在在学している看護学生には該当しない制度です。在学している看護学生への遊佐町看護師等奨学金貸付条例の適用が求められているのではないのでしょうか。そのためには附則2項の改定が必要であると考えますが、町長、健康福祉課長のお考えをお尋ねいたします。

第2点目、遊佐の食材と伝統食の掘り起こしと発信について伺います。食は、地域おこしや産業振興、観光においても重要なツールであると考えます。また、我が遊佐町は、その食という重要なツールを持ち合わせている地域であると考えます。遊佐の食は、豊かであることを視察研修や個人的な旅から帰ってくると気づかされる。海、山、大地、川の食が多様で、豊かな町であることを私は実感します。しかし、豊かであるがゆえに、その大切さや価値を忘れかけてしまうことがある。大切さや価値を忘れてしまったら、まことにもったいないことです。そのためにも遊佐の食を育て、守り、伝える努力が大切であると考えます。そして、遊佐の食を育て、守り、伝える努力を怠ってはいけないと考えます。ところで、遊佐の食とは何なのでしょう。四季折々の恵みを生かした食であると言えますが、塩漬けし、乾燥し、保存食をつくり上げ、それによって厳しい冬を乗り切るための食を築き上げてきた食こそが遊佐の食ではないかと、先週から豊漁しているハタハタの湯上げを食しながら、ハタハタのぬか漬けをつくりながら、ふと私は思いました。ハタハタの湯上げも遊佐の食ではありますが、ハタハタのぬか漬けは遊佐の食文化とも言える。その食文化が流通と冷凍技術の進歩により、遊佐では絶えようとしている。山菜の保存、野菜の漬け方、魚の保存、みそのつくり方の技術さえ絶えようとしているのではないのでしょうか。遊佐の食のだいご味は、冬への備えにあり、その食文化こそが守らなければいけないものではないのでしょうか。新しい食の開発も重要である。しかし、それ以上に伝統に培われた食文化の継承と情報の発信が求められていると思います。伝統野菜をテーマとした「よみがえりのレシピ」という鶴岡の渡辺さんが監督で制作された映画が好評を博していることや、食の都庄内を売り出す取り組みを踏まえ、遊佐の食の掘り起こしと食文化の継承と遊佐の食の発信を行政としていかに取り組もうとしているのか伺い、演壇からの質問とさせていただきます。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、筒井議員に答弁をさせていただきます。アンカーの質問にアンカーに答えてしっかりと答弁をさせていただきます。

さきの9月定例会におきまして、本町が抱える地域医療の課題の一つの支援策として、遊佐町看護師等奨学金貸付条例を制定をさせていただきました。議会の皆様のご支援に厚く感謝をするものであります。町内の医療現場では、看護師等の人材不足が現実的に生じてきておるため、いつも募集が行われているところであります。看護師等に採用されるためには、まず資格が必要となりますし、そのためには資格を得るために養成施設、いわゆる指定された大学、学校、養成所に入らなければなりません。今回町では、これらの修学に必要な資金を貸し付けることにより、町内の医療施設等に勤務する看護師等の確保が図られるよう条件整備をやっと行ったところという、始めるということでございます。設定いただいた遊佐町看護師等奨学金貸付条例は、来年4月1日からの施行で、来年度以降に入学する者から適用するという内容になっております。これは、附則第2項に決められたとおりでございます。今回筒井議員からは、現在修学中の生徒にも適用すべきとの質問、提案をいただきました。この奨学金貸付制度の制定に至るまでには、その適用についても検討してまいりました。看護師を志すには、本人の意思はもちろん、修学にかかる親御さんによる資金の援助もまた重要な判断になろうかと思っております。これら資金面でのハードルを越えられずに断念することがあってはならないということで、まず就学を考え、迷っている看護師さん等志願者に後押しをする意味で、早急に9月議会で制定した次第であります。ご指摘のように多少のまだ甘さというのか、早くやり過ぎたという点があったのかもしれませんが

が、現在看護師等を志すため養成施設に在学している町内在住者はどのぐらいいるのか、全国にわたるためつかみ切れないところがありますが、山形県内においては庄内圏内に集中しており、来年度卒業者を除き、在学者は6名ほどになっております。一人でも多くの方が町内医療施設等に勤務するような選択をいただけるようであれば、制度目的がより効果的であると考えられますので、来年度4月以降施行の本条例についても改定も視野に入れて、早急に整備、準備をさせていただければと考えております。

2番目の質問でありました地域おこしの重要なツール、食は恵まれている本町として、どのようにしてこれを打ち出して、そしていかに掘り起こし、発信をしようとしているかという質問でありました。まさに本町は、海、山、川、砂丘とさまざまな自然に恵まれ、この恵まれた自然が多くのごく優れた食材を産出をしております。砂丘地のメロン、スイカ、山菜のウド、ウルイ、清流をさかのぼる川ザケ、夏の代表的な食材である天然岩ガキなど、食が日本一と言われる遊佐米と相まって、食の都庄内の中でもとりわけ食の都ゆざを形成していることでございます。そこで、遊佐ブランド推進協議会では、地域の強みである食分野を地域重点分野として設定した厚生労働省の委託事業である地域雇用創造推進事業と実践型地域雇用創造事業を受託し、地域資源を活用した農産物加工品の開発や郷土食を地域外に発信するための事業を行っております。ことし4月には、約2年の歳月をかけて開発した鳥海山の恵みをいただくカレーの販売がスタートしました。このカレーの商品開発の目的の一つが豊富にある遊佐町の旬の食材を町内、そして町外の皆さんに発信することでありました。11月11日には、4月に販売した鳥海山の恵みをいただくカレーによる地域活性化を目的とした鳥海山カレーサミットとカレーバイキングを開催し、町内外から約400名ほどの参加をいただきました。このイベントの波及効果によりまして、町内でのカレー販売店舗の拡大や飲食店出店の動きなどが見られ、イベント終了後1週間でカレー注文数は、販売開始以降最高の1,400袋となっております。また、12月15日には昨年度から実施している町内産食材・農水産加工品試食販売会を開催を予定しております。このイベントは、町内の食材、農水産加工品を取り扱う団体と飲食店、食品卸業者との商談会、一般来場者へのPRを同時に行い、遊佐町の食を発信するものであります。このような食を発信するイベントを継続的に開催すること、そして町内の食関連産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。また、本年で5年目となります遊佐町で開催しております遊佐ノ市に関しましては、ことしも月の半分を豊島区の皆さんから自主的に受け入れて開催をしていただいておりますけれども、昨年同様のご来場者があったと伺っております。平成16年度から県でも食の都庄内づくり事業を行っておりますが、生活クラブ生協との交流事業であります遊佐産フェアにおいて、世田谷区デポーでの太田シェフによる遊佐産食材を使った料理教室を県と共催で開催するなど、食の都庄内づくりの普及、PRや観光と連携したPR、食の都庄内サポーターによるネットワークづくりに県とともに取り組み、遊佐食材のPRと掘り起こしを行っているところであります。

以上であります。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） 1問目の奨学金貸付制度については、前向きな答弁をいただけたのではないかなと喜んでおります。やはり制度は、利用しやすい制度でなくてははいけません。まさに持ち家住宅支援制度や定住住宅支援制度のように三方が満足といったような制度であることが望ましいと思います。きのう池田地域生活課長がおっしゃったように、何の不満もないような制度であるべきです。立派なものをつくるつもりで立派なものをつくった。ところが、利用し始めたら車はぶつかる、スロープは短い、段差が高くて危険だわ、おまけに寒くて暖房費が予想以上にかかるといったどこかの立派な建物のような利用しづらいものであってはならないと思います。それだって利用してみなければわからないことが多かったのだと思います。しかし、どこかの立派な建物を利用しやすいように町長は改善してまいりました。まだ道半ばであるとは思いますが。今回の遊佐町看護師等奨学金貸付条例、立派な利用しやすい制度であっていただきたいと思います。しかし、玄関扉が少し狭いような感じがする。町長がおっしゃったようにこれから入る人は利用できるが、入っている人は利用ができないからです。思いを込め、検

討に検討を重ねてつくり上げた条例であると思います。9月議会で議員全員賛成によって可決され、制定された条例でもあります。たまたま運がよいのか悪いのかわかりませんが、私は採決に加わっていません。だから、このような提案もできるのかと思います。9月に制定したものを12月に改定しろとは申しません。制度が利用されるのは平成25年4月からでありますので、来年度に向けて改定を望みます。立派な建物を利用しやすく改善を図ってきた町長ですから、過ぎたるを改め、足らざるを補う施策を講じていただきたいと思います。

2点目の質問に関しては、通告書の段階ですとただいま町長からいただいた答弁になるかと思います。しかし、私が質問したかったのは、当初はやっぱり遊佐の食については、よく1次産業から6次産業へ、特産品の開発は、ブランド推進はという切り口で議論されてまいりました。先日も5番、赤塚議員の質疑にもありました。というわけで、質問内容をゆうべ急遽変えたわけです。食の文化を守る技術の伝承、私が小学生のころ、昭和40年代半ばまでは、食の伝承は親から子へ、しゅうとから嫁に行われてきた。漬物の漬け方、魚のさばき方、塩引きのつくり方、丸餅のこくり方等々。しかし、昭和50年代に入ると、先ほども言いましたが、流通と冷凍技術の進歩、食の多様性と食の画一化により、食を守り、伝えることが希薄になったのではないのでしょうか。食の減塩運動も大きく起因していると思います。今の遊佐の食を掘り起こすとき、伝承されてきた技術を伝える家庭というステージからまた違ったステージの構築が必要なのではないのでしょうか。町で取り組んでいるところの笹巻きサミット、今度開催されるところのハタハタ寿司づくり研修会、このような郷土食、遊佐食、保存食伝統教室の開催や町広報による遊佐食の掲載が必要であると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

最後に、特産品開発、ブランド推進という面で、観光物産、ブランド推進を担当する企画課内、生産、製造する農林水産商業を所管する産業課である組織で十分な連携がなされているのかお伺いいたします。以前村井企画課長が答弁しております。特産品開発、ブランドの推進、売り込みについて、町内のあらゆる機関が結集して、新たな特産品を生み出し、そしてそれを内外に発信していくための機会が必要だと、100点満点の答弁であります。村井課長のご快癒を心から願っております。商品開発とブランド推進を支援する企画課とその現場を担う産業課に機関結集の現状と課題を率直にお答えいただくことを願い、再質問といたします。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、第2問目答弁をさせていただきます。

医療スタッフの確保のための制度的な問題は担当の課長に答弁をいたさせます。私は、今食の発信、町の活性化のためには必ずやこれはどの議員の皆さんからもいつの機会でも質問いただいているわけですから、これらを今までというのでしょうか、私はやっぱり組織の改編が大きな起爆剤になったのかなと思っています。

かつては総務企画課というもとで、どちらかというと総務財政規律のもとに企画を置いたものですから、スタッフもいない、財政的な問題があれば必ずや財政から企画は負けてしまうというような形の中を非常に危惧したものですから、私は就任してから2年目に企画の独立という形をさせていただきました。それはやっぱりまちおこしのアクセルの役割、仕掛けの役割がやっぱり企画には大いにあるであろうという思いで、産業課とも別にさせていただいたものです。

これは、新しいものをつくり出すにはそれなりのセクションがなければつukれないのではないかと思います。思いがしていたということもございましたし、やっぱり総務課と企画課が予算についてけんけんがくがく議論し合うということが庁舎内でも活性化の1つではないかと思っております。その中で食に関しましては、我が町では実は笹巻きであれいろんなしょうゆの実とか、それぞれの組織の中、個人的でまたおこしですか、おこしも生活クラブとの関連もある。そして蕨岡の丸もちですか、そんな形で個々にはかなり頑張ってきたという経緯はそれは必ずあると思っています。

ただ、筒井議員おっしゃったとおり、町としての系統的な位置づけという形でいけば、なかなか1つにできなかったということがあったと思いますけれども、それらをビジネスネットワークとそしてブラ

ンド推進協議会と組織が結びつくことによって、それらを例えば町のパプリカ麺、そしてしょうゆの実、そして耕作くん等、東京にとやっぱりふるさと出身の人に何とかお土産として、この間のカレールウもそうですけれども、お土産として持っていってもらいましょうから始まったと思っていますけれども、やっと歳末の贈答品としてもそのブランド推進協議会発のものと、それからふらっとの特産品の直売の皆さんからの発信という形で、やっと2つが年度末にそれからお中元にも届けるやつがやっとできつつあるなという思いをいたしております。これらをしっかりとやっぱり結びつけるということが、どちらかといえばこれまで弱かったのかな。そんな意味で、ビジネスネットワーク、そしてそんな遊佐大使との意見交換等もありますし、そういう合同の会議等が非常に貴重だったなと思っています。

そしてもう一つは、議員ご紹介の町にとってやっぱり必要なものは食育、食をどうやって次の世代にやっぱり継承していくかということも、笹巻きサミットを開催していただいている皆さんからは本当に頑張っていると思っています。浜の伝道師が食育、八日町ではまさに地域で子供たちと料理をつくりながら老人クラブの皆さんを招待しながら、集落でそれらを企画して実践なさっているという集落もあるわけですし、それらの地域の食育につながる活動が地域おこしのヒントになってくれるのかなと、そんな思いをいたすところです。

確かにイベントのときは非常に爆発的に日が当たるわけですが、それらが後になってどんどん忘れ去られないようにしっかりと後のことも仕掛けをしていなければならないのかなと思っていますけれども、遊佐ブランド推進協議会、厚生労働省の雇用等の補助もいただきながらしっかりと頑張っているということをお聞きして大変うれしく思っています。これらは歳末の贈答品も販売はしているわけですが、都会の皆さんへのお土産として地域の皆さんからやっぱりまず認知をしていただいて、そこから次へのコマーシャルにつながっていけるのかなと思っています。

ただ、我が町は我が町ばかりでなくて、三川町で行っている、神奈川県藤沢市での物産販売会にも参加をさせていただいておりますし、実は酒田の皆さんとやっぱり一緒に売り出すという中に遊佐の物があるということも将来的には必要なのかなと。遊佐、遊佐、遊佐とちっちゃく固まってしまうと、庄内という大きな視点から見たときのものがなかなか認知されていかないと、そのようなこともあるのかなと思っています。昨日の答弁で私ふくら焼の話をお聞きいただきました。吹浦という地名がありながら、新潟県のふくら焼というような、これ商品、ブランド化されたんでしょうか、そういう形もあるわけで、それからカキの無菌化事業、殺菌事業をやりませんかという申し入れもいただいているわけで、やっぱり地域の食。だけど、食は今では食だけではなかなか大変だと。安全性が問われているという中では、かつて私は研修させていただいた株式会社アビーのCAS冷凍技術、それから今の鶴岡の工業高専の先生が絡んでいるカキの無菌化、殺菌化事業等、やっぱり食を安全に届けるそれらの取り組みについての行政としての支援のあり方、大いに相談いただければ前向きに進めていきたい、このように思っているところでございます。

残余の答弁は、担当の課長をもっていただきます。

議長（三浦正良君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） それでは、私のほうからも補足で説明をさせていただきます。

9月議会において慎重な審議をいただきながら、地域医療の安定確保ということで制度を制定させていただきました。今回その在学生にもこの制度の適用ということでご提案をいただいたというふうにして思っております。より効果的な制度実施ということを目指しながら、今回ご提案いただいたものを事務方としても受けとめさせていただいて、今後課題等も含めて検討作業に入りたいというふうにして思っているところであります。

9月議会に制定いただいた内容については、新年度からの入学生を対象にするという内容でございましたが、それぞれ進路の決定の時期もございますので、準備行為という形で12月15日号の広報にはその制度の内容を紹介をさせていただくということで今進んでございます。そういうことで、今回お話しいただいた内容について、仮にその法的なといいますか、いろんな手続関係あるわけですが、法

令担当と若干意見交換をさせてもらっておるところではございますが、もし仮にご提案いただいた内容で進めるということになりました場合については、附則２項の削除というようなことが手続的には必要になるかと思えます。当然条例改正という手続が必要になるわけでございますので、その段階においては議会の議決が必要になってくるという段階になるかと思っております。その段階になりましたらぜひひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

議長（三浦正良君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） それでは私のほうからは、第２問目の特産品の開発についてお答えしたいと思います。

まず最初に、企画課とそれから産業課との連携はとれているのかというご質問でございましたけれども、いろいろイベントする際はもちろんですけれども、商品の開発とブランド推進協議会等々ともその都度打ち合わせをしております。そういった意味で言いますと、企画課なりあるいはそのブランドを推進する側とは連携はとれているのではないかなと私自身は思っております。

なお、課題という話もございました。産業課はどうしても物を生産する、その技術を開発する、あるいはいろいろな物を生産するということにウエートが置かれがちな課でございます。先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、それでは今までは優秀な物をつくっていれば売れたという時代だったのですけれども、なかなか現在そういうふうにはまいりません。それで、新たに産業課からはちょっと離れた形でブランドの推進を進める組織をつくったというふうに理解しております。

ご案内のとおり商品の開発とそれからブランドの推進、売り込みは当然必要だということですが、優秀な物をつくって特産品をつくるということまでは今かなり進んでいるのかなというふうに思っておりますが、最後の売り込みです。きのうの赤塚議員にも答弁させていただきましたが、PRと申しますか、売り込みがいまいち弱いところではないかなというふうに思っております。今後そういったところを企画のほうとも十分連携をとりながら、あるいは県、国との事業を見据えながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（三浦正良君） 高橋企画課長補佐。

企画課長補佐（高橋 務君） それでは、私のほうからも補足で説明をさせていただきたいというふうに思います。

今産業課長からありましたとおり、産業課と企画課の連携につきましては、これまでも十分図っているというふうな認識でありますけれども、なお今後とも意思疎通を図りながらしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

先日答申をいただきましたけれども、振興審議会の部会の中でもそういった同じような意見もいただいております。今後ともしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（三浦正良君） １番、筒井義昭議員。

１ 番（筒井義昭君） これ全国の特産品の中でやっぱりやりというのはありますけれども、不滅なのはやっぱりその地域に伝わった食文化を重んじた商品なのだと思うのです。いわゆるバウムクーヘンがはやり、瓶に入ったようなプリンがはやり、何とかキャラメルというのがはやり、そのはやりのハンテンを追うというその形だと、これは継続性がなかなかはやりのハンテンというのは継続性に乏しい。ただ、その地域に伝承された食というのは、これはなかなかすたれない。

いわゆる食の文化の伝承というものを、きちんと前は家庭で食の文化の伝承というのはさっき言ったように親から子へ、しゅうとから嫁に伝わってきた。だけれども、今そういう形態が維持できているかという、なかなか難しい。そして、この庄内、遊佐に伝わってきた食の文化というのが、やはり知っている、保存の技術を知っている、加工技術を知っているというのが、やっぱり70代の上の人になってきてしまっている。60代よりも下というか、50代、40代の人なかなかデコ漬け漬けろと言った

って漬けられない。その食の文化を、サケの新巻寒風干しをつくりなさいと言ったって、50代、40代の人はよっぽどその食に携わった人でないとできない。

だから、今だからこそ、いわゆる伝承技術を持っていて伝えることができる人がいるうちに、やはり若い人たちに関心のある人たちに伝えなければいけない。それをやっぱり今回間もなく開かれるハタハタのすしの勉強会というのですか、研究会というのですか、そういうのと同じように、ハタハタずしだけでなくて地元の食材の加工の仕方、ワラビ漬けられない人だって今の若い人たちは多いのですから、40代以降でワラビを漬けれと言って満足に漬けられる人はいません。だから、食の文化の伝承を守るために、教える人材がいるうちに、やっぱり町主導で開催すべきだと思います。

そして、やっぱり企画課と産業課が連携は十分なされているのだというお話ですけれども、私はやはり商品開発室といわゆる工場のラインが違ようなもので、そのいわゆるかわり方というのがもっと密でないと現場の声が商品開発室に伝わりづらい。ブランド推進協議会でも魅力ある商品がつくられていることも確かですけれども、なかなか一発花火で終わってしまう。

鳥海カレールウシンポジウムにも伺わせていただきました。そしてカレーバイキングも食べさせていただきました。大変おいしかったです。しかし、2日間バイキングで鳥海カレーは食べられましたけれども、その後いわゆる相互交流促進施設内の飲食のできるブースというか施設で鳥海カレーが出されているのか。2日間で終わっているのではないのか。

他力本願的に、いわゆる東京から鳥海カレールウを使って遊佐町でカレーショップを開きたいというそういう奇特な人がいるそうなので、遊佐で鳥海カレールウを使ったカレーが食べられる日も来るかもしれないけれども、やはり相互交流促進株式会社の飲食のできるブースでやっぱり鳥海カレーが食べられるようになるのが当然だと思うのですけれども、カレーはどちらでも売っています。西浜に飲食のできる食堂を抱えた施設、どちらでもカツカレーとかライスカレー置いているはずですが。しかし、2日間で終わっていることは、やっぱりご指摘せざるを得ない。そこら辺、やはりせっかくこの2年間かけて開発したルウをみんなで育てていかなければいけないのではないかなと思います。

先日の12月広報、遊佐広報、編集後記というか、雑感の部分で鳥海カレールウの開発に携わった方の雑感が書かれて載っております。先日鳥海山カレーサミットに参加してきました。最近何かと話題の遊佐カレーですが、マスメディアに取り上げてもらったおかげで町内外で明るい話題になっているようです。町民が関心を持ってもっと遊佐カレーを成長させられれば町の明るい一歩になるのか。外から来たお客様のおもてなしの一品に加えてみてもいいかもしれませんね。カレーを発信してみんなが遊佐の広報担当になろう。このような雑感でありました。やはりみんなが遊佐の広報担当にならなければいけないと思っています。行政しかり、議員しかり、みんなが遊佐町の食を発信する広報担当にならねばならぬというちょっと熱い思いを述べさせていただきます。遊佐カレーの推進におけるその取り組みの現状、確かにカレールウは売れている。それ以外での遊佐カレーの取り組みについてご答弁願います。

議 長（三浦正良君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 基本的な考え方等は私から答弁させていただいて、遊佐カレーのどこでどういうものが食べられるかについては課長をもって答弁いたさせます。

まさに地域の食を大事にして、食育しかり、行政も今までは家庭でよかったのでしょうか、なかなかそういう時代ではないという形の中では、やっぱり食育を大切にしたい取り組み。そして、老人クラブ等が一生懸命、今月号の広報でも老活というのでしょうか、あんな形でいろんなイベントしていただいていることを大変ありがたく思います。地域の食はないものねだりでなくて、それは前からあったやつを生かそうとしているわけですから、町でもしっかり支援をしなければならないと思っています。

ただ、私はB級グルメみたいなあれを追いかけてようという思いは全く持っておりませんので、それはお伝えしたいと思います。先日10月、私は町村会の研修で愛媛県の内子町産直K A R A R I というと

ころに勉強に研修に行かせていただきまして、その中で非常に町で取り組んでいない先進的な事例を、このようにすればすごいなというような例をご紹介します。

実は、ここでどのような物がつくれるのだろうかというところとか、食品のその安全、安心のためには残留農薬がどのぐらいの基準にあるのだろうかというのをしっかり確認できる組織をＪＡさんと町として既に立ち上げているということでございました。農業振興センターみたいな形で職員、それは技術的な専門家もＪＡから派遣していただいて、そしてそこでＫＡＲＡＲＩというところで売っている物は果たして安全なのでしょうかと聞かれたときに、土壌も残留農薬もしっかり検査をしながら販売しているというそんな内子町でありました。

内子町でありますと、環境自治体会議、我が町の１回前に開催された町でありましたので、このようなやっぱり農業に対する取り組みのあり方というのですか、我が町ではどちらかという農協さんとお米がどこに生活クラブから買っていたという非常に恵まれた点がありますけれども、あとはどちらかというトラクターとかハウスとかいうような設備投資的なものへの支援等は町では十分にやってきたわけですが、農業としてどのような農産物をこの地域から発信できるかの研究等は、どちらかという我が町では農産試験場頼りというのでしょうか、そのような状態がきていた中では非常に先進的な取り組みをなさっている町という形で研修をさせて、うらやましいなと思ってきたところであります。

やっぱり物に安住することなく、その新しいものもこの地でどのようなものが生産できるのか、そしてどのようなことができるのかというのを、やっぱり今あぽん西浜の源泉を使ったそのエネルギーの熱的なもの、ビニールハウス等でどのように活用できるかも今研修するわけですから、それらを活用しながら農業支援といって生産品目の新たな見出し等への農業への取り組みが我が町では意外に、パブリカに関しては高橋良彰さんが仲間に勧めてくれたという彼の取り組みが大きかったわけですが、そのような町全体での取り組み、ＪＡとの連携が多少希薄だったのかなという反省はあると思っています。先進的なものはしっかり行政も研修いたさせますけれども、議会の皆様からも内子町の例等も非常に先進的な取り組みで、もう実践始まって何年かなるという取り組みですので、研修もしていただければ大変ありがたいと思っています。

残余の答弁は課長をもっていただきます。

議長（三浦正良君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） それでは、鳥海カレーにつきましてご説明を申し上げたいと思います。現在の鳥海カレーにつきましては、とりみ亭のほうで３種類出品していますので、食べられることになりました。それから、鳥海カレーのお店を出したいという方が実はございました。中に間にブランド推進協議会のほうで入って調整しているところがございますけれども、うちの産業課のほうに照会がございまして、今のところそこが決まてはいないと思いますが、駅の２階のほうのスペースでどうかとか、そういったことで照会は受けてございますので、近々遊佐の地区内のほうでそういうお店を出したいということで今考えているようございますので、そういった発信になるのかなというふうに思っています。

以上です。

議長（三浦正良君） これにて１番、筒井義昭議員の一般質問を終了いたします。

午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４５分）

休

憩

議長（三浦正良君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後１時）

議 長（三浦正良君） 日程第2から日程第5まで、議第64号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてほか一般会計補正予算1件、特別会計補正予算2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局 長（小林栄一君） 上記議案を朗読。

議 長（三浦正良君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第64号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について。本案につきましては、平成24年12月4日公示、12月16日投開票の衆議院議員総選挙に係る執行経費を計上するため補正予算編成が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。歳入について内容を申し上げますと、県委託金で670万円、前年度繰越金で90万円をそれぞれ増額。一方、これに対応する歳出につきましては、衆議院議員総選挙費で760万円を増額したものであります。

続きまして、議第65号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）。本案につきましては、今年度の歳入全般について収納状況を見通し、また会計移動による一般職員等人件費の見直しや各種事業における変更等への対応を行った結果として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,920万円を増額し、歳入歳出予算の総額を70億4,100万円とするものであります。

歳入について主な内容を申し上げますと、国庫支出金では障害者自立支援給付費負担金で219万1,000円を増額するなど総額で194万3,000円を増額。県支出金では、地域支え合い体制づくり事業補助金で180万円を増額する一方、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援事業費補助金で655万円を減額するなど、総額で147万2,000円を減額。交付金等では、地方特例交付金で652万8,000円を減額する一方、普通交付税で1億8,142万3,000円を増額。その他酒田地区広域行政組合（衛生）過年度精算還付金で432万7,000円を増額するなど、歳入補正総額で1億7,920万円を増額計上するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費では財政調整基金への積立金で8,694万2,000円を増額するなど、総額で9,387万7,000円を増額。民生費では、社会福祉費の地域支え合い体制づくり事業補助金で1,126万9,000円、介護保険支援事業で915万円をそれぞれ増額するなど、総額で3,312万5,000円を増額。農林水産業費では、林業費の松くい虫防除事業で146万円を減額する一方、農地費の農村振興一般経費で130万円を増額するなど、総額で222万3,000円を増額。商工費では、観光費の観光施設整備事業で600万円を増額するなど864万円を増額。土木費では、除雪経費710万円を含む道路橋梁費で1,520万円を増額するなど、総額1,705万円を増額。消防費では、災害対策施設整備事業で186万円を増額するなど、総額で428万6,000円を増額。教育費では、社会教育費の文化財保護費で275万3,000円を減額する一方、しらい自然館管理運営費で267万6,000円を増額するなど、総額で575万9,000円を増額。公債費では、繰り上げ償還に係る償還元金1,166万8,000円を増額し、歳出補正総額で1億7,920万円を増額計上するものであります。なお、繰越明許費については、年度内に事業完了が困難な総合運動公園整備事業について翌年度に事業を繰り越す必要があり、今回新たに計上するものであります。

続きまして、議第66号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、繰越金、保険給付費、保険事業費の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億2500万円とするものであります。歳入の内容を申し上げますと、繰越金で1600万円を増額するものであります。一方、これに対応する歳出の内容を申し

上げますと、一般被保険者高額療養費で1,588万円、特定健康診査等事業費で12万円をそれぞれ増額するものであります。

議第67号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、これまでの介護保険給付費実績状況を踏まえた補正や、前年度交付金の精算に伴う支払基金交付金の返還が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,570万円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億6,370万円とするものであります。歳入の主な内容を申し上げますと、国庫支出金で1,505万3,000円、支払基金交付金で2,123万6,000円、県支出金で1,153万1,000円、一般会計繰入金で915万円、基金繰入金で333万2,000円、繰越金で1,605万9,000円をそれぞれ増額し、保険料で69万1,000円減額するなど、歳入補正総額で7,570万円を増額計上するものであります。一方、これに対応する歳出の主なものを申し上げますと、総務費で28万9,000円、保険給付費で7,410万円、基金積立金で333万3,000円、諸支出金で126万7,000円をそれぞれ増額し、地域支援事業費で328万9,000円を減額するなど、歳出補正総額で7,570万円を増額計上するものであります。

以上、専決予算案件1件、補正予算案件3件についてご説明申し上げます。詳細につきましては所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（三浦正良君） 日程第6、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第64号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてほか一般会計補正予算1件、特別会計等補正予算2件については、恒例により小職を除く議員13名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の筒井義昭議員、同副委員長に土門勝子議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に筒井義昭議員、同副委員長には土門勝子議員と決しました。

補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後1時14分）